

証券コード 3189
2025年11月13日

(電子提供措置の開始日 2025年11月6日)

株 主 各 位

東京都港区南青山四丁目20番19号
株式会社ANAPホールディングス
代表取締役社長 川 合 林太郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第34回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.anap.co.jp/ir/information/holders/>

上記ウェブサイトアクセスして、プルダウンより

「第34回定時株主総会」を選択しご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名または

証券コード(3189)を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。



なお、本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月27日(木曜日)午後7時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2025年11月28日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分) |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム 5階A室 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第34期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件（発行可能株式総数の変更）

第2号議案

第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行の件

第3号議案

取締役6名選任の件

第4号議案

監査役3名選任の件

第5号議案

会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」並びに「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

また、当日株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2024年9月1日から  
2025年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）における我が国経済は、賃上げが個人消費を下支えし、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、食品価格の値上がりや人件費の上昇等を要因として物価は高い水準で推移しております。しかしながら、欧米における高金利水準の継続、中国経済の減速、トランプ関税の発動、さらにはウクライナ情勢の長期化や中東地域の地政学的リスクの高まりなどもあり、海外景気の下振れリスクが依然として存在し、我が国においても参議院選挙で与党が敗北し、政局が不安定化しており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するカジュアルファッション業界におきましては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小が長期的に見込まれる一方で、原材料費や物流費の高騰、人件費の上昇が続ぎ、販売単価が上昇基調にあります。また、賃金の上昇が持続的に進む中で、家計における衣料品支出金額の減少傾向が和らぎ、徐々に回復基調に転じることが期待されております。しかしながら、消費者の購買行動は慎重さを増しており、引き続き柔軟な対応が求められる状況です。

このような状況のもと、当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。また、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立いたしました。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに厳しい状況が続いております。今後も更なる改善策を講じ、企業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会における新株式及び新株予約権の発行及び2025年7月18日開催の当社臨時株主総会における新株式及び新株予約権の発行の決議による、新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当連結会計年度末時点における純資産の額は、12,644百万円となり、債務超過は解消しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,774百万円、売上総利益は884百万円、売上高総利益率は49.8%となりました。一方、販売費及び一般管理費は、2,341百万円と、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失1,456百万円、経常損失316百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当連結会計年度より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。また、当社グループの経営体制の刷新に伴い、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立したこと及び子会社「株式会社ANAP」のアパレルブランド取得もあり、マネジメントアプローチの観点から報告セグメントの大幅な見直しを図りました。このため、当連結会計年度より、店舗販売事業、卸売販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約しました。また、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加いたしました。

(店舗・卸売販売、ライセンス事業)

店舗・卸売販売、ライセンス事業につきましては、収益の改善を図ったものの、仕入を抑えた影響があり、売上・利益ともに厳しい結果となりました。

以上により、売上高は1,104百万円、セグメント損失は383百万円となりました。

(インターネット販売事業)

インターネット販売事業につきましては、不採算の他社サイトからの撤退を進め、自社サイト及び収益性の高い他社サイトに厳選する施策を実施しましたが、その効果は限定的となり、売上高、セグメント損失ともに前事業年度から悪化する結果となりました。

以上により、売上高は184百万円、セグメント損失は81百万円となりました。

(エステティック・リラックスサロン事業)

エステティック・リラックスサロン事業につきましては、安定した売上は計上しているものの、初期の広告宣伝費等が負担になり、利益は厳しい結果となりました。

以上により、売上高は479百万円、セグメント損失は262百万円となりました。

(投資関連事業)

投資関連事業につきましては、保有による評価損益を営業外損益で計上しているため、利益には貢献できませんでした。

以上により、売上高は0百万円、セグメント損失は9百万円となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分               | 第 34 期<br>(2025年8月期)<br>(当連結会計年度) |       |
|--------------------|-----------------------------------|-------|
|                    | 金額                                | 構成比   |
| 店舗・卸売販売、ライセンス事業    | 1,104百万円                          | 62.3  |
| インターネット販売事業        | 184                               | 10.4  |
| エステティック・リラックスサロン事業 | 479                               | 27.0  |
| 投資関連事業             | 0                                 | 0.0   |
| その他の               | 5                                 | 0.3   |
| 合計                 | 1,774                             | 100.0 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当連結会計年度より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。また、店舗販売事業、卸売販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約し、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は3,633百万円で、その主なものは次のとおりであります。

| 会社名       | 事業所名  | 帳簿価額  | 実施日                          |
|-----------|-------|-------|------------------------------|
| 当社        | 本社事務所 | 3     | 2025年7月20日                   |
| (国内連結子会社) |       |       |                              |
| (株)ANAP   | 店舗    | 135   | 2025年7月1日                    |
| (株)ARF    | 店舗等   | 946   | 2025年2月1日<br>～<br>2025年8月31日 |
| (株)AEL    | 店舗等   | 2,548 | 2025年2月1日<br>～<br>2025年8月31日 |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、ネットプライス事業再生合同会社9,299百万円、Q L有限責任事業組合2,500百万円、株式会社Tiger Japan Investment 1,625百万円の総額13,424百万円の短期借入を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 31 期<br>(2022年 8 月期) | 第 32 期<br>(2023年 8 月期) | 第 33 期<br>(2024年 8 月期) | 第 34 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 8 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 5,059,893              | 4,216,448              | —                      | 1,774,723                           |
| 経 常 損 失 (△) (千円)             | △447,717               | △801,562               | —                      | △316,625                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失 (△) (千円) | △525,551               | △1,164,779             | —                      | △2,660,020                          |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)           | △114.74                | △230.84                | —                      | △153.95                             |
| 総 資 産 (千円)                   | 2,569,571              | 1,660,335              | —                      | 18,320,042                          |
| 純 資 産 (千円)                   | 103,445                | △893,791               | —                      | 12,644,935                          |
| 1株当たり純資産 (円)                 | 21.58                  | △174.95                | —                      | 336.04                              |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 31 期<br>(2022年 8 月期) | 第 32 期<br>(2023年 8 月期) | 第 33 期<br>(2024年 8 月期) | 第 34 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 8 月期) |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)         | 5,059,893              | 4,216,448              | 2,709,226              | 882,403                           |
| 経 常 損 失 (△) (千円)   | △443,858               | △789,224               | △1,076,272             | △5,891,310                        |
| 当 期 純 損 失 (△) (千円) | △521,512               | △1,160,110             | △1,187,594             | △2,369,794                        |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △113.86                | △229.92                | △231.54                | △137.15                           |
| 総 資 産 (千円)         | 2,573,594              | 1,668,892              | 822,859                | 18,238,671                        |
| 純 資 産 (千円)         | 107,484                | △885,084               | △2,077,147             | 12,935,161                        |
| 1株当たり純資産 (円)       | 22.45                  | △173.25                | △404.97                | 343.77                            |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容              |
|--------------------|-------|----------|----------------------------|
| (株)ANAP            | 10百万円 | 100.0%   | 服飾雑貨の企画販売事業                |
| (株)ANAPライトニングキャピタル | 10百万円 | 100.0%   | 投資事業、コンサルティング事業等           |
| (株)ARF             | 10百万円 | 100.0%   | マッサージ店、リラックスサロンの経営等        |
| (株)AEL             | 10百万円 | 100.0%   | ビューティーサロンおよびエステティックサロンの経営等 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するカジュアルファッション業界におきましては、人流の増加やインバウンド需要の回復が見られた一方で、仕入れコストの上昇や近年の異常気象など、引き続き経営環境へのマイナス要因に注視が必要な状況が続いております。

当社グループが対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図ることであり、以下の施策に基づいて、全力で取り組んでまいります。

#### ① コスト削減

海外での直接仕入れを増加させることで原価率低減を図ってまいります。同時に海外工場との直接取引への取り組みも積極的に行ない、当社グループ独自の商品を増やすことで他社との差別化も図ってまいります。事業効率の改善については引き続き、重点的に取り組んでまいります。

#### ② オンラインショッピングサイトの販売力回復

当社グループの基幹事業であるANAPオンラインショップについては、近年来訪客数が伸び悩んでおり、売上高が減少傾向にあります。この状況を打破すべく、SNSなど新たな広告手法への積極的な取り組みやECシステムの見直しなどを図り、より快適な、お客様に選んでいただけるサイト作りに取り組んでまいります。

③ ブランド力の向上

対象とする顧客の年齢層やテイスト等でブランド戦略を再構築、よりターゲットを明確にした商品展開を図ってまいります。また、海外のテイストを取り入れた新ブランドの展開も積極的に行ってまいります。このような新たな戦略でブランド力の向上に努め、販売力の向上に繋げてまいります。

④ 社員教育による全社統制の強化及びお客様満足度の向上

管理職を含めた全社員に対する社内研修制度をより一層充実させ、全社統制の強化を図るとともに、各事業運営、経営体制を支える人材の早期育成及びレベルアップを達成し、企業価値向上に努めてまいります。

⑤ 新規販売チャネル及び新規事業の展開

当社グループは、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。消費者の購買行動の変化に対して、適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たな顧客層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。また、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立し、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。特に、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」では、ビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しております。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末時点においては純資産が12,644百万円となり債務超過を解消しておりますが、2020年8月期以降6期連続で、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年8月期以降7期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

このような状況において、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

(資金繰りについて)

当社は、2024年8月期におきまして、2,077百万円の債務超過となっておりますが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関の同意を得て、事業再生ADR手続が成立（同年7月31日）いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会における新株式及び新株予約権の発行及び2025年7月18日開催の当社臨時株主総会における新株式及び新株予約権の発行の決議による、新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当連結会計年度末時点における純資産の額は、上述のとおり当連結会計年度末時点において債務超過を解消しております。また、資金使途と

しましては、子会社への事業資金として適切に配分することにより、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、期末の資金残高は748百万円となりました。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、新たな資金調達的手段及び有効な資金使途を検討してまいります。

（自己資本の脆弱性について）

当社グループは、当連結会計年度末時点で、純資産残高が12,644百万円となり債務超過を解消し、2026年8月期におきましても財務体質の健全性を維持してまいります。

（売上高減少や収益力の低下について）

当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。

（事業領域の拡大について）

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立いたしました。「株式会社ANAPライトニングキャピタル」でのビットコイン事業については、2025年8月31日時点で1,017BTCを保有し、時価評価益は1,218百万円に達するなど、順調に規模拡大を進めております。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を、連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|--------------|
| 代表取締役社長  | 川合 林太郎 | 当社社長         |
| 取締役副社長   | 山本 和弘  | 当社副社長        |
| 取締役      | 宮橋 一郎  | 当社IT管理本部長    |
| 取締役      | 若月 舞子  | 取締役          |
| 取締役      | 沼井 英明  | 社外取締役        |
| 取締役      | 柚木 庸輔  | 社外取締役        |
| 常勤監査役    | 宮本 勝志  | 当社常勤監査役      |
| 監査役      | 大重 喜仁  | 社外監査役        |
| 監査役      | 辻居 弘平  | 社外監査役        |

- (注) 1. 当社と上記の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役沼井英明氏及び取締役柚木庸輔氏は、社外取締役であります。
3. 監査役宮本勝志氏、大重喜仁氏及び監査役辻居弘平氏は、社外監査役であります。
4. 監査役宮本勝志氏、大重喜仁氏および辻居弘平氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役宮本勝志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役大重喜仁氏は、法曹界としての豊富な知識と経験幅広い見識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役辻居弘平氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役のうち沼井英明氏、柚木庸輔氏及び監査役のうち宮本勝志氏、大重喜仁氏については東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- ①被保険者の範囲  
当社（及び子会社）の役員及び管理職従業員
- ②保険契約の内容の概要  
被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
8. 取締役立川光昭氏、池直将氏、林光氏は、2025年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。また同日、川合林太郎氏、山本和弘氏、宮橋一郎氏及び柚木庸輔氏が取締役に就任いたしました。

9. 取締役湯浅慎司氏は、2025年7月18日をもって辞任により退任いたしました。
10. 監査役渡辺治氏は、2025年7月18日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。また同日、辻居弘平氏が監査役に就任いたしました。
11. 取締役沼井英明氏は、2025年10月20日をもって辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数        | 報酬等の額        |
|--------------------------|------------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 13名<br>(4) | 64百万円<br>(8) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 7<br>(5)   | 10<br>(10)   |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 20<br>(9)  | 75<br>(18)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年8月29日開催の臨時株主総会において、年額260百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年11月28日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容は、限度額の範囲内で取締役会から一任された代表取締役社長の川合林太郎氏が、各取締役の職責や実績を勘案し、報酬額を決定する方針としております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。また、監査役の報酬については、限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役で協議し決定しております。
5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された内容が決定方針と整合し、当該方針に沿うものであると判断しております。
6. 取締役の員数には、当事業年度で退任した取締役11名が含まれております。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数の変更）

### (1) 提案の理由

① 第2号議案の新株予約権および新株予約権付社債の発行に係る議案が本株主総会において原案通り承認可決されることを条件として、今後の当社の事業再生や事業拡大等に備えた機動的な資本政策、資金調達を可能にするため、現行定款に定める発行可能株式総数を7,666万株から15,100万株に変更するものであります。

② 上記の変更は、2025年11月29日をもって、その効力が生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は2025年11月29日経過後、これを削除します。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                | 変更案                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>76,660,000株</u> とする。<br><br><新設> | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>151,000,000株</u> とする。<br><br><u>附則</u><br><u>第6条の変更は、2025年11月29日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は2025年11月29日経過後、これを削除する。</u> |

以 上

## 第2号議案 第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少数者私募）の発行

本議案は第三者割当により発行される第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。）を行うことについて、本第三者割当増資に伴う希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、本第三者割当増資について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、2025年10月29日付の取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権等」といいます。）の発行（以下、本新株予約権の発行とあわせて、個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。）及び金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権等の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む、本新株予約権等に関する本日付の各買取契約（以下、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を各割当予定先との間でそれぞれ締結すること並びにEVO FUNDを割当予定先とする第8回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権等及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

なお、本件は、2025年11月28日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化の議案が承認されること等を条件としております。本株主総会において上記議案が承認されず本件が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

### 記

#### 1. 募集の概要

##### <本新株予約権>

|     |              |                                                                                                        |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 割当日          | 2025年12月1日                                                                                             |
| (2) | 新株予約権の総数     | 計340,000個                                                                                              |
| (3) | 発行価額         | 総額23,460,000円（新株予約権1個当たり69.00円）                                                                        |
| (4) | 当該発行による潜在株式数 | 普通株式34,000,000株（新株予約権1個につき100株）<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は267円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は34,000,000株であります。 |
| (5) | 資金調達の額       | 18,048,460,000円（注）                                                                                     |

|     |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) | 行使価額 | <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいいます。以下同じです。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、533円とします。</p> <p>(1) 行使価額は、2025年12月2日に初回の修正、2025年12月3日に2回目の修正がされ、以後3取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年10月29日とあわせて、「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には行使価額の修正は行われません。また価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続き上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額は、267円とします。</p> |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7) | 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに対して割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (8) | 権利行使期間              | 2025年12月2日から2027年6月2日までとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (9) | その他                 | <p>本新株予約権の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。</p> <p>また、本新株予約権の発行要項においては以下の取得条項が定められております。</p> <p>(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本社債を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の11取引日以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2)本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p> |

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<本新株予約権付社債>

|     |                     |                                                                                                                   |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 払込期日                | 2025年12月1日                                                                                                        |
| (2) | 新株予約権の総数            | 8個                                                                                                                |
| (3) | 社債及び新株予約権の発行価額      | 本新株予約権付社債1個につき100,000,000円<br>(各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。)<br>本新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。 |
| (4) | 当該発行による潜在株式数        | 1,500,938株<br>上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。<br>上限転換価額及び下限転換価額はありません。                            |
| (5) | 資金調達額               | 800,000,000円                                                                                                      |
| (6) | 転換価額                | 転換価額は、1株当たり533円です。<br>本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項にしたがって調整されることがあります。                                           |
| (7) | 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をネットプライスに割り当てます。                                                                          |
| (8) | 利率及び償還期日            | 年率：0%<br>償還期日：2035年12月3日                                                                                          |
| (9) | 償還価額                | 各本新株予約権付社債の金額100円につき100円                                                                                          |

|             |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(10)</p> | <p>償還の方法</p> | <p>1 満期償還<br/>本転換社債は、2035年12月3日にその総額を本転換社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>2 繰上償還<br/>当社は、発行日の1年後応当日から20取引営業日を経過した日以降いつでも、株価終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除きます。）連続で、その時点の転換価額の130%を超過した場合、償還すべき日の2週間以上5営業取引日前までに本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対し償還日の通知又は公告事前の通知を行うことにより、当該繰上償還日に、その選択により、本新株予約権付社債の全部を額面100円につき金100円額面金額で早期償還できます。</p> <p>3 満期前償還請求<br/>本新株予約権付社債の発行後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合）、本転換社債新株予約権付社債の社債権者に対して、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本転換社債の全部を本転換社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを要求することができる当社の支配権の変更（M&amp;A等）が生じた場合、本新株予約権付社債権者は当社に対し、本転換社債を額面金額で買い取るよう請求できます。</p> <p>4 買入消却<br/>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができます。<br/>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債新株予約権は消滅します。</p> <p>5 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> |
|-------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |     |                                                                                          |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (11) | その他 | 本新株予約権付社債の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。 |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに2025年8月期半期においても売上高(582,190千円)、営業利益(△534,696千円)と厳しい状況が続いております。主な理由としては、店舗販売事業につきましては、不採算店舗の閉店などを実施し収益の改善を図ったものの、前述のとおり、新規の仕入れを抑えていること、インターネット販売事業につきましては、不採算の他社サイトからの撤退を進め、自社サイト及び収益性の高い他社サイトに厳選する施策を実施いたしましたが、短期間での利益回復までには至らなかったこと、卸売販売事業につきましては、店舗同様に仕入れを制限したことにより新たな商品の販売が伸びせなかったことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続しております。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、810百万円となり、債務超過を解消いたしました。

また、当社の2025年8月期連結会計年度の業績は、売上高1,774百万円となり、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失1,456百万円、経常損失316百万円となりました。また、債務免除益等を1,402百万円計上するとともに減損損

失3,642百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円となりました。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識のもと、早期に是正すべく2025年7月22日に第三者割当増資を実施いたしました。この資金調達背景には、以下の課題が存在しておりました。

#### ①資金繰りについて

産業競争力強化法に基づく事業再生ADR手続の成立により債務超過を解消しましたが、依然として安定的な資金調達手段の確保が必要でありました。

#### ②自己資本の脆弱性について

純資産残高は改善したものの脆弱な水準にとどまっており、財務体質の抜本的改善が喫緊の課題となっておりました。

#### ③売上高減少や収益力の低下について

店舗事業・ネット事業双方で利益回復が遅れ、営業キャッシュ・フローの赤字が継続しておりました。

#### ④事業領域の拡大について

当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しておりました。

具体的な取組として、当社は2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタルを設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定しておりました。また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しておりました。

当社における現状は、上述のとおり、依然として営業キャッシュ・フローが赤字を計上していたことから、運転資金が不足しており、運転資金及び事業資金について新たな資金調達を行う必要がありました。この第三者割当は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を用いることで借入負担軽減と資本増加による資本増強を同時に実現し、財務体質の改善を図ること、またビットコインを現物出資により調達することで効率的な取得を実現すること、さらに同時に実施した新株予約権の第三者割当により事業資金確保と事業再生のための資金を調達することを目的として実施いたしました。

2025年7月18日開催の当社臨時株主総会にて承認決議されました第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行に関し、2025年7月22日の払込期を迎え、一部失権がありましたが払込手続きを完了いたしました。一部失権により当初想定し

ていた資金を全額確保するには至りませんでした。当社は短期借入金等の施策により調達額減少インパクトを抑え、新規事業として予定していたビットコイン関連事業への取組を進めてまいりました。

なお、当該一部失権につきましては、割当先であった一部投資家による必要契約書類の締結が期日までに完了せず発生したのですが、その原因の一つとして、当時の当社取締役が単独で当該一部投資家との間の連絡・交渉を担当していたため、当社事務担当者と先方事務担当者和との間での直接面談や事前説明が不足した側面があったと認識しております。この点につきましては当社の事務対応体制に改善すべき点があったことが原因の一つであることを真摯に受け止め、今後は事前に割当先の事務体制や意思決定フローを十分に把握したうえで、複数名の当社担当者による直接面談や進捗確認を実施し、契約書締結及び払込の進捗を管理するチェック体制を整備するなど、再発防止策を講じております。

もっとも、前回の増資では当該一部失権が生じたものの、概ね当初目論見に沿った資金調達を実現でき、調達資金はビットコイン事業及びアパレル・エステリフレ事業資金に充当いたしました。その結果、当社グループが新規に参入したビットコイン事業については、2025年9月30日時点で1,111BTCを保有し、時価評価益は2,225百万円に達するなど、順調に規模拡大を進めております。

こうした成果を踏まえ、当社はさらにビットコイン取得を推進する方針を有しており、そのためにはこのタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権により確保することが、最善の経営判断であると考えております。

なお、ビットコイン事業について、当社グループは、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタルを設立し、新規事業としてビットコイン関連事業に参入いたしました。

当社の「ビットコイン事業」は、

- ・ビットコイントレジャリー戦略
- ・ビットコイントレーディング戦略
- ・ビットコイン関連ライフスタイル事業
- ・ビットコイン関連テクノロジー事業

を柱として構成されており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。

このような事業方針に基づき、当社は2025年4月16日から9月30日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しております。

こうした状況を踏まえ、今回の資金調達は、主としてビットコイン追加購入に充当することを目的としております。これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。あわせて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進めてまいります。

本資金調達は、当社の財務基盤を安定化させ、将来的な成長の柱であるビットコイ

ン事業をさらに拡大するために不可欠な取組であります。特に、ビットコインが中期で世界的かつ構造的に法定通貨に対して強含むトレンドにあるとの当社の見方のもと、ビットコイン関連事業は今後の経済構造において重要な位置を占めると考えており、この分野における競争力強化は当社の中長期的な成長に直結いたします。こうした成長機会を確実に捉えるためには、十分かつ安定的な資金基盤の確保が急務であり、本調達 は戦略上、回避できない選択であると認識しております。

もっとも、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6ヶ月通算で約299%という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様にも多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、この負担を上回る中長期的な価値向上が見込まれるため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。

本新株予約権については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ② 制限超過行使の禁止」に記載のとおり、割当予定先と締結する本買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、段階的な行使を前提とし株価への影響を考慮した設計となっており、一度に大量の株式を発行する場合と比べ、既存株主に与える影響を一定程度緩和できると考えております。また、調達資金の使途については厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、ビットコイン事業を中心とした成長投資への配分を徹底する方針です。これにより、単なる資金繰り対策にとどまらず、持続的に収益基盤を拡充し、企業価値の最大化に資することを目指してまいります。

特にビットコイン事業に関しては、市場環境の変化を先取りして投資を行うことにより、長期的な成長余地が極めて大きいと認識しております。このタイミングでの積極的な資金投入こそが、競合他社との差別化を図り、将来の収益源を確立するために不可欠であると判断しております。こうした成長投資を可能にするために本資金調達を行うことは、短期的には大きな希薄化を伴うものの、長期的には株主の皆様にとって最大の利益還元につながるものと考えております。

さらに、本資金調達の実施にあたっては、当社の経営判断のみならず、株主の皆様のご理解とご支持をいただくことが不可欠であると考えております。そのため、株主総会において承認を得る手続きを経ることで、透明性と正当性を確保したうえで進めてまいります。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減するべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様の利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善とビットコイン事業の成長投資を同時に進め、持続

的な企業価値向上を実現してまいります。なお、具体的な資金使途及び支出時期の詳細については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### （1）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、EVO FUNDに対しMSワラントである本新株予約権及び無担保社債である本社債を割り当てるのと同時に、ネットプライスに対し転換価額が固定された本新株予約権付社債を割り当てることにより、本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。

#### <本新株予約権>

当社は、本日付で、本新株予約権について、EVO FUNDとの間で、本新株予約権等の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権等の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む本買取契約を締結します。その他、本買取契約に規定されているものも含め、本新株予約権に係る主要な条件は以下のとおりです。

##### ① 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の翌々取引日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。

行使価額が修正される場合、行使価額は、初回の修正においては2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2回目以降の修正においては修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び2回目以降の2段階の修正スキームを採用しております。

但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

##### ② 制限超過行使の禁止

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権及び本買取契約に定める行使価額修正条項付新株予約権付社債等を行行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下

「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと(なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本買取契約においてもその旨を定めております。))。

(b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

#### <本新株予約権付社債>

当社は、ネットプライスに対して、本買取契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、発行価額総額800,000,000円の本新株予約権付社債を発行することを予定しております。当社は、本新株予約権付社債の払込日時点で800,000,000円の資金調達を実現し、その後当社株価が転換価額である533円を上回って推移したタイミングで割当予定先による転換が進み、資本の拡充が行われることを企図しております。なお、割当予定先はその裁量により本新株予約権付社債の転換を行うことができます。

#### <本社債>

本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2025年12月15日付でEVO FUNDに対して、以下に記載の概要にて総額2,000,000,000円(上限)の本社債を発行する予定です。

<無担保社債の概要>

|     |          |                                                                                                                                                      |
|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 社債の名称    | 株式会社ANAPホールディングス第8回無担保普通社債（少人数私募）                                                                                                                    |
| (2) | 社債の額面総額  | 2,000,000,000円から、2025年12月1日に発行された本新株予約権が2025年12月12日までに行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、50,000,000円毎での控除とし、50,000,000円に満たない額は控除の対象としません。）した金額 |
| (3) | 各社債の額面金額 | 50,000,000円                                                                                                                                          |
| (4) | 利率       | なし                                                                                                                                                   |
| (5) | 払込金額     | 額面100円につき100円                                                                                                                                        |
| (6) | 償還金額     | 額面100円につき100円                                                                                                                                        |
| (7) | 払込期日     | 2025年12月15日                                                                                                                                          |
| (8) | 償還期限     | 2027年6月2日                                                                                                                                            |

|     |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (9) | 償還の方法等 | <p>満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。</p> <p>① 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに本社債に係る社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>② 2025年12月16日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は267円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> <p>③ 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う</p> |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>場合、本社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当該請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>④ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p> <p>⑤ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>⑥ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p> <p>⑦ 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下本号において「繰上償還日」といいます。）の10営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとします。</p> <p>⑧ 上記②乃至⑦にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込日から6ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |       | ⑨ 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から、(i)当該時点において当社が本⑨に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)第2項に基づき、金2,000,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(50,000,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。 |
| (10) | 割当予定先 | EVO FUND                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (11) | 資金使途  | ビットコイン事業資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## (2) 資金調達方法の選択理由

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

## (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

### ① ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年10月29日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日

前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは限定的であり、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計34,000,000株で固定されているほか、本新株予約権付社債の転換価額は533円で固定されている（但し、調整条項の適用がある場合を除く。）ため、原則として、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、原則として、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 株価への影響の軽減

行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

④ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、本社債の全てを償還した日の翌日以降であれば、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

⑤ 早期必要資金の確保

本新株予約権付社債に加えて本社債を発行することにより、これらの発行金額の範囲で、即時の資金調達が可能となります。

⑥ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑦ 金利コストの低減

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性があります。

③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

④ 不行使期間が存在しないこと

本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面において権利行使を停止する等、権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

⑤ 一時的な負債比率上昇

本新株予約権付社債及び本社債につき、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

⑥ リファイナンス対応が必要となる可能性

本新株予約権付社債につき、長期にわたり株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しに

なることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、当社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがありません。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）のみによる資金調達

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があることから、CBのみの発行による資金調達は、今回の資金調達方法としては適当でないとは判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調

達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債・劣後債のみによる資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、これらの方法のみによる資金調達は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 払込金額の総額   | 18,945,460,000円 |
| 発行諸費用の概算額 | 97,000,000円     |
| 差引手取概算額   | 18,848,460,000円 |

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額（合計823,460,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（18,122,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取

得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性があります。

払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が増加した場合には、ビットコイン購入資金への充当を考えております。払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が減少した場合は、ビットコイン購入資金の減額による調整を考えております。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用3百万円、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用3百万円、信用調査費用0.5百万円、登記費用88百万円及び有価証券届出書作成費用2.5百万円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権等の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約18,848百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

### <本新株予約権による調達資金の使途>

| 具体的な使途                        | 金 額<br>(百万円) | 支出予定時期           |
|-------------------------------|--------------|------------------|
| ① 本社債の償還                      | 2,000        | 2025年12月～2027年6月 |
| ②短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）（注3） | 6,600        | 2025年12月～2026年2月 |
| ② ビットコイン事業資金                  | 9,448        | 2025年12月～2027年6月 |
| 合計                            | 18,048       | -                |

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。

2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

3. 借入金残高は2025年9月10日時点で6,600百万円ですが、2025年10月及び2025年11月にそれぞれ追加で500百万円規模のビットコイン購入を予定していることから、当該短期借入金が最大で8,000百万円程度まで増加する可能性があります。（詳細は後記「② 短期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）」をご参照ください。）

＜本新株予約権付社債（CB）による調達資金の使途＞

| 具体的な使途      | 金 額<br>(百万円) | 支出予定時期           |
|-------------|--------------|------------------|
| ③ビットコイン事業資金 | 800          | 2025年12月～2027年6月 |
| 合計          | 800          | -                |

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還

当社は、2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行予定の本社債（発行価額：2,000百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2025年12月から2027年6月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債は、新株予約権の行使資金の前倒し調達を目的とし、本資金調達の発行決議と同時に決議を行い発行されるものです。なお、本社債により調達する資金の具体的な使途については、ビットコイン購入代金に充当する予定です。

② 短期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、2025年1月20日付の「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」及び2025年6月9日付の「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」で公表したとおり、子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルの迅速な業容拡大に対応する資金を確保するため、本資金調達を実施することといたしました。

また、2025年8月21日付の「資金調達に関するお知らせ」において、借入限度額を50億円から110億円に拡大するとともに、資金使途をグループ一般運転資金（投資事業資金を含む）に拡大しております。

当該借入の概要は、次のとおりです。

|        | 変更前                               | 変更後                                              |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------------------------|
| 借入人    | 株式会社ANAPホールディングス                  |                                                  |
| 貸付金    | ネットプライス事業再生合同会社                   |                                                  |
| 借入限度額  | 金50億円                             | 金110億円                                           |
| 使途     | 投資事業資金（株式会社ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金） | グループ一般運転資金（投資事業資金（株式会社ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）を含む） |
| 金利     | 2%固定                              |                                                  |
| 契約更新日  | 2025年9月                           |                                                  |
| 借入開始日  | 2025年7月                           |                                                  |
| 最終返済期限 | 2026年2月                           |                                                  |

本第三者割当て調達する資金については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている短期借入金の返済に充当する予定です。当該借入金の残高は2025年9月10日時点において66億円となっており、まずは既存の借入額である66億円の返済資金として優先的に充当いたします。本第三者割当ての実施までに当該借入金により当社のビットコイン購入計画に沿ってビットコイン購入資金を調達した結果、2025年9月における購入資金として16億円を調達したことを加えると2025年9月10日時点で借入金残高は66億円となっているため、本第三者割当てで調達した資金を返済に充当するものです。しかしながら、2025年10月および11月にもそれぞれ約5億円規模の購入を予定しており、新株予約権の発行までに当該借入金の最大で80億円程度までの増加を見込んでおります。なお、66億円から80億円という幅が生じているのは、計画的な購入に加え、ビットコイン価格の変動によって必要な資金額が増減する可能性があるためです。そのため、66億円を超える部分については、本第三者割当てとは別の資金調達手段として、上記記載のネットプライス事業再生合同会社からの借入限度額の融資枠拡大を検討・実行する可能性があります。本新株予約権の行使により調達する資金の一部（66億円から最大80億円の範囲）を短期借入金の返済にさらに充当することで、財務体質の改善と資金繰りの安定化を図る計画です。特に、短期借入金は返済期限が短く、資金繰りにおいて継続的な負担となる側面があることから、その返済を進めることで短期資金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

短期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

### ③ 子会社への貸付を通じてのビットコイン事業資金

当社は、2025年1月20日付の適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、同年2月3日に連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「連結子会社ANAPライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、投資事業を開始いたしました。これに続き、同年4月16日付「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」等に記載の通り、連結子会社ANAPライトニングキャピタルを通じて複数回にわたりビットコインを取得し、財務戦略の一環としてのビットコイン保有を強化してまいりました。これらの連結子会社ANAPライトニングキャピタルにおける先行的取組を通じて、ビットコイン市場の動向分析、業界との連携つながり強化、取引等の実務、国内の規制状況、関連インフラ等に関する実践的な知見を蓄積してまいりました。この度、これらの知見を礎とし、ビットコイン及びその関連ビジネスを当社グループの新たな成長ドライバーとすべく連結子会社ANAPライトニングキャピタルを中心に「ビットコイン事業」として本格的に展開することといたしました。本事業を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上を目指してまいります。当社の投資戦略の一環としてビットコインの取得を重点戦略として位置づけており、本調達資金のうち短期借入金返済に充当しない残額については、当社から連結子会社ANAPライトニングキャピタルへ資金を貸し付け、当該貸付資金は全額ビットコイン購入に充当いたします。これにより、当社グループのビットコイン事業の規模拡大を図るとともに、将来的な収益機会の拡大を目指してまいります。

なお、当社は、ビットコインを米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、短期的には比較的大きいといわれる価格変動のために損失を被る可能性もあるものの、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えております。当社は、2025年4月16日を初回としてビットコインの取得を進めており、2025年7月22日付で実施した第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行により調達した資金の一部について充当しましたが、本第三者割当で調達した資金についても重点的にビットコイン取得に充当する予定であります。ビットコイン保有に伴うリスク管理体制につきまして、当社グループでは、投資担当部署と管理担当部署を異なる管掌取締役の指揮下に置き、職務を明確に分離しています。これにより、投資実行とリスク管理の牽制体制を確保しています。当社は、ビットコイン保有に際して「価格変動リスク」「規制リスク」「セキュリティリスク」が主要なリスクで

あると認識しており、特に「価格変動リスク」については、投資担当部署から独立した管理担当部署が、保有ポジションと評価損益に関するモニタリング報告を週次以上の頻度で作成し、経営陣に提出する体制を構築しています。

なお、当社が認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

①価格変動リスク

市場価格が高い変動性を有しており、価格急落により当社の資産評価額に影響を及ぼす可能性があること。

②規制リスク

暗号資産自体がまだ発展途上の市場であるため、流動性や規制に関する不確実性が残ること、及び、関連法制度や税制が変更されることで、運用方針に影響が生じる可能性があること。

③セキュリティリスク

技術的障害や取引所リスク(システム障害、ハッキング等)が存在すること。

これらのリスクを踏まえたうえで、当社は連結子会社ANAPライトニングキャピタルにおいてビットコイン取得に継続的に取り組んでおり、当社は引き続き、本資金調達による調達額のうち10,248百万円を上限として、市況動向を踏まえ、ビットコインの取得を行う予定であり、かかる方針に賛同頂きました割当予定先からの本新株予約権の行使等による調達額を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

なお、資金充当の時期や規模については、市況環境や新株予約権の行使状況等により変動する可能性があります。

また、2025年10月29日時点での株式会社ANAPライトニングキャピタルのビットコインの保有残高、及びこれまでの購入履歴は、以下のとおりであります。

ビットコイン保有枚数： 1,111.0229ビットコイン

ビットコイン購入総額： 16,624,645,536円

| 購入日付       | ビットコイン購入<br>枚数<br>(ビットコイン) | 平均購入価格<br>(円／1ビットコイ<br>ン) | 購入総額(円)     |
|------------|----------------------------|---------------------------|-------------|
| 2025年4月16日 | 16.6579                    | 12,003,976                | 199,961,032 |
| 2025年4月28日 | 35.0000                    | 13,655,656                | 477,947,960 |
| 2025年5月9日  | 18.5044                    | 14,900,765                | 275,730,440 |
| 2025年5月22日 | 17.5297                    | 15,856,926                | 277,967,152 |
| 2025年5月28日 | 15.2081                    | 15,783,194                | 240,032,388 |
| 2025年6月11日 | 23.0595                    | 15,926,822                | 367,264,565 |

|                   |            |            |                |
|-------------------|------------|------------|----------------|
| 2025年6月12日        | 27.5031    | 15,733,362 | 432,716,235    |
| 2025年6月18日        | 31.2108    | 15,377,837 | 479,954,613    |
| 2025年7月8日         | 15.8222    | 15,801,818 | 250,019,525    |
| 2025年7月11日        | 28.7391    | 17,339,467 | 500,045,025    |
| 2025年7月22日<br>(注) | 584.9057   | 13,677,314 | 7,999,939,200  |
| 2025年7月31日        | 16.9788    | 17,669,248 | 299,999,107    |
| 2025年8月7日         | 82.3264    | 17,005,480 | 1,400,000,000  |
| 2025年8月14日        | 86.6000    | 17,667,502 | 1,530,005,747  |
| 2025年8月21日        | 6.2610     | 16,822,101 | 105,323,177    |
| 2025年8月22日        | 11.6773    | 16,859,940 | 196,878,583    |
| 2025年9月11日        | 29.5808    | 16,901,828 | 499,969,604    |
| 2025年9月16日        | 6.4074     | 17,060,228 | 109,311,706    |
| 2025年9月17日        | 40.6474    | 17,221,272 | 699,999,945    |
| 2025年9月18日        | 7.0036     | 17,302,152 | 121,177,353    |
| 2025年9月30日        | 9.3999     | 17,064,243 | 160,402,179    |
| 計                 | 1,111.0229 | 14,963,368 | 16,624,645,536 |

(注) ビットコイン購入枚数は、株式会社ANAPホールディングスがビットコイン現物出資により受領したビットコイン584.9135btcから、株式会社ANAPライトニングキャピタルへのビットコイン送付手数料を控除した数量を表示しており、購入総額は、株式会社ANAPホールディングスによるビットコイン現物出資調達額である7,999,939,200円を適用しております。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり短期借入金の返済及びビットコイン購入資金に充当する予定であります。

短期借入金の返済により財務体質の改善及び財務コストの低減が見込まれるとともに、ビットコイン購入資金への充当は当社の新規事業戦略の推進に資するものです。

以上のことから、戦略的保有は中長期的な企業価値向上につながり、ひいては既存株主の利益にも資するものと考えております。

### < 前回の資金調達における資金使途 >

当社が、2025年6月9日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された新株式及び第7回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

（2025年6月9日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式発行により調達した資金の充当状況）

#### A 現物出資

| 具体的な使途                         | 充当予定額<br>（百万円） | 実際の調達額<br>（百万円） | 充当額<br>（百万円） | 支出時期    |
|--------------------------------|----------------|-----------------|--------------|---------|
| ① 現物出資による債務の<br>株式化（D E S）（注1） | 7,625          | 3,500           | 3,500        | 2025年7月 |
| ② ビットコインに対する<br>現物出資（注2）       | 7,999          | 7,999           | 7,999        | 2025年7月 |
| 合計                             | 15,624         | 11,499          | 11,499       |         |

（注）1. 有利発行によるQ L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentに対する本普通株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）により行われたものでありますが、一部出資の履行が完了せず、失権となりました。

2. 金額については、当社と割当先との交渉の結果、ビットコイン評価額のレンジ内の単価に基づき算出された金額（15,196,928円）を10%ディスカウントされた価額（1BTC：13,677,235円：総額7,999,939,200円）に定めた金額を記載しております。取得したビットコインの数量は584.9135BTCであります。

## B 有利発行

| 具体的な使途                           | 充当予定額<br>(百万円) | 実際の調達額<br>(百万円) | 充当額<br>(百万円) | 支出（予定）<br>時期        |
|----------------------------------|----------------|-----------------|--------------|---------------------|
| ① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金        | 500            | 500             | 275          | 2025年7月～<br>2026年8月 |
| ② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金 | 500            | 500             | 500          | 2025年7月～<br>2029年8月 |
| 合計                               | 1,000          | 1,000           | 775          |                     |

（2025年6月9日付取締役会決議に係る第三者割当による第7回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）

| 具体的な使途                                     | 充当予定額<br>(百万円) | 実際の調達額<br>(百万円) | 充当額<br>(百万円) | 支出（予定）<br>時期        |
|--------------------------------------------|----------------|-----------------|--------------|---------------------|
| ① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金                  | 1,180          | 714             | 0            | 2025年7月～<br>2030年7月 |
| ② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金           | 830            | 507             | 5            | 2025年7月～<br>2030年7月 |
| ③ 当社子会社（株式会社ANAP）におけるM&A資金                 | 973            | 0               | 0            | 2025年7月～<br>2026年8月 |
| ④ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金 | 2,750          | 2,750           | 2,750        | 2025年7月～<br>2026年3月 |
| 合計                                         | 5,733          | 3,971           | 2,755        |                     |

※本届出書提出時点において第7回新株予約権は49,070個が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：加陽 麻里布、以下「永田町リーガルアドバイザー」といいます。）に依頼しました。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、永田町リーガルアドバイザーと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年10月28日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（533円）、権利行使価格（533円）、ボラティリティ（93.38%）、権利行使期間（発行・払込日翌取引日から18か月）、リスクフリーレート（0.822%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 $\beta$ （0.811）、クレジット・コスト（23.01%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（10%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の69円としています。

本新株予約権の行使価額は当初、533円に設定されており、その後の行使価額は、2025年12月2日に2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2025年12月3日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正日に先立つ3連続取引日の

各取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、永田町リーガルアドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、永田町リーガルアドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。

当該判断にあたっては、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、永田町リーガルアドバイザーは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、永田町リーガルアドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、永田町リーガルアドバイザーによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して永田町リーガルアドバイザーから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

## ② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を永田町リーガルアドバイザーに依頼しました。

当社は、永田町リーガルアドバイザーが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権付社債の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権付社債の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、永田町リーガルアドバイザーと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討

を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、永田町リーガルアドバイザーは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年10月28日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（533円）、転換価格（533円）、ボラティリティ（83.17%）、権利行使期間（2025年12月2日から2035年12月3日まで）、リスクフリーレート（1.670%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 $\beta$ （0.776）、クレジット・コスト（23.01%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（10%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権付社債転換及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、2025年10月28日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に固定されているため、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて低い水準となることはないものと考えております。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額が永田町リーガルアドバイザーの算定した評価額（各社債の金額100円につき99.35円）の範囲内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと考えております。

当該判断にあたっては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、永田町リーガルアドバイザーは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、永田町リーガルアドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、永田町リーガルアドバイザーによる本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して永田町リーガルアドバイザーから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権付社債の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。なお、本新株予約権付社債の発行に関する取締役会決議につきましては、特別利害関係を有する取締役山本和弘を除いた当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は34,000,000株（議決権数340,000個）、本新株予約権付社債が全て転換価額で転換された場合に交付される最大株式数は1,500,938株（議決権数15,009個）であり、これらを合算した総株式数は35,500,938株（議決権数355,009個）となり、これを分子として、2025年8月31日時点の当社発行済株式総数37,547,736株（自己株式345,764株を除く）（議決権数375,413個）を分母とする希薄化率は94.55%（議決権ベースの希薄化率は94.56%）に相当します。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年7月22日付でネットプライス、株式会社キャピタルタイフーン及び合同会社A E G I Sに対して割り当てられた新株式15,880,100株（議決権158,801個）、並びに同日付でネットプライス及び合同会社A E G I Sに対して割り当てられた第7回新株予約権が全て行使されることにより交付される株式数4,907,000株（議決権49,070個）を、上記本新株予約権等の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は56,288,038株（議決権数562,880個）であり、これを分子として、2025年10月28日時点の当社発行済株式総数である39,608,636株（自己株式345,764株を除く）（議決権総数396,022個）から過去6ヶ月以内に発行された株式総数である20,787,100株（議決権総数207,871個）を控除した株式総数である18,821,563株（議決権総数188,151個）を分母とする希薄化率は299.06%（議決権ベースの希薄化率は299.16%）となります。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権等の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、本新株予約権は、原則として18ヶ月間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計340,000個の新株予約権が行使され、同時に34,000,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、新株予約権を資金調達的手段とすることにより段階的に資金調達を行えるとともに、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（3）本スキームの特徴[メリット]」に記載のとおり、行使価額の修正割合を100%とすることにより、既存株主に配慮した設計がなされております。

加えて、当社は、本新株予約権等による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した資金用途に充当する予定であり、これは当社の今後の財務基盤の強化と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権等の発行は大規模ではありますが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主の皆様にご享受

いただけるものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

さらに、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定されます。これにより、より多くの投資家に対して当社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での当社株式の流動性の更なる向上、ひいては当社株価への貢献も期待できます。

また、今回の資金調達については、本新株予約権等が全て行使又は転換された場合に交付される株式数35,500,938株に対し、取引所における2025年9月30日までの当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は440,552株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの流動性を有しております。

したがって、本新株予約権等による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ① EVO FUND

|     |                     |                                                                                                                      |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) | 名称                  | EVO FUND (エボ ファンド)                                                                                                   |
| (b) | 所在地                 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands |
| (c) | 設立根拠等               | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社                                                                                                  |
| (d) | 組成目的                | 投資目的                                                                                                                 |
| (e) | 組成日                 | 2006年12月                                                                                                             |
| (f) | 出資の総額               | 払込資本金：1米ドル<br>純資産：約219.8百万米ドル（2025年6月30日現在）                                                                          |
| (g) | 出資者・出資比率<br>・出資者の概要 | 議 決 権：100 % Evolution Japan Group Holding Inc.<br>(Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)      |
| (h) | 代表者の役職・氏名           | 代表取締役 マイケル・ラーチ<br>代表取締役 リチャード・チゾム                                                                                    |
| (i) | 国内代理人の概要            | 名称<br>EVOLUTION JAPAN<br>証券株式会社                                                                                      |
|     |                     | 所在地<br>東京都千代田区紀尾井町4番1号                                                                                               |
|     |                     | 代表者の役職・氏名<br>代表取締役社長<br>ショーン・ローソン                                                                                    |
|     |                     | 事業内容<br>金融商品取引業                                                                                                      |
|     |                     | 資本金<br>9億9,405万8,875円                                                                                                |
| (j) | 上場会社と当該ファンドとの関係     | 当社と当該ファンドとの間の関係<br>該当事項はありません。                                                                                       |
|     |                     | 当社と当該ファンド代表者との間の関係<br>該当事項はありません。                                                                                    |
|     |                     | 当社と国内代理人との間の関係<br>該当事項はありません。                                                                                        |

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。

※ 当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）により紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB

等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にEVO FUND並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月2日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## ② ネットプライス事業再生合同会社

|               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| (a) 名称        | ネットプライス事業再生合同会社                    |
| (b) 所在地       | 東京都千代田区六番町15番2号                    |
| (c) 代表者の役職・氏名 | 代表社員 クロノスパートナーズ合同会社<br>職務執行者 山本 和弘 |
| (d) 事業内容      | 有価証券の運用、投資、販売、保有等                  |
| (e) 資本金       | 1百万円                               |
| (f) 設立年月日     | 2024年7月25日                         |
| (g) 発行済株式数    | －                                  |
| (h) 決算期       | 6月                                 |
| (i) 従業員数      | 1名                                 |
| (j) 主要取引先     | 一般法人                               |
| (k) 主要取引銀行    | GMOあおぞらネット銀行                       |
| (l) 大株主及び持株比率 | クロノスパートナーズ合同会社：99.99%              |

|              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (m) 当事会社間の関係 | 資本関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社と同社との間で2025年4月21日付で3,000百万円の取引基本約定書及び2025年5月12日付で3,500百万円の契約条件変更の覚書の締結を行っており、同社に対して借入(1,470百万円)が生じております。</li> <li>・当社は、2025年7月22日付で、同社に3,615,700株の新株式及び新株予約権28,409個(目的とする株式の数2,840,900株)を割り当てております。</li> <li>・当社普通株式15,799,100株(議決権比率:42.08%)を保有する株主です。(2025年9月30日時点)</li> </ul>                                                 |
|              | 人的関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社の代表社員であるクロノスパートナース合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるクロノスパートナース合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |
|              | 取引関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットプライス株式会社から金銭債権(600百万円)の譲渡を2024年9月30日付で受けております。</li> <li>・当社に対し2024年9月20日付で800百万円の取引基本約定書の締結を行っております。</li> <li>・Q L有限責任事業組合に対し2024年10月1日付取引基本約定書により生じた金銭債権(800百万円)のうち450百万円を譲渡しています。</li> <li>・株式会社サムライパートナーズに対し2024年10月1日付取引基本約定書により生じた金銭債権(800百万円)のうち50百万円を譲渡しています。</li> <li>・2024年10月17日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。</li> </ul> |
|              | 関連当事者への該当状況 | 関連当事者に該当します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| (n) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。） |   |   |           |
|------------------------------------------|---|---|-----------|
| 決算期                                      | - | - | 2025年6月期  |
| 純資産                                      |   |   | ▲6,894    |
| 総資産                                      |   |   | 5,603,341 |
| 売上高                                      |   |   | 0         |
| 営業利益                                     |   |   | ▲21,525   |
| 経常利益                                     |   |   | ▲7,894    |
| 当期純利益                                    |   |   | ▲7,894    |

（注） 1. 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。

2. ネットプライス事業再生合同会社は設立後1期のため、直近の決算期の経営成績及び財政状態のみを開示しております。

※ 当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月2日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## （2）割当予定先を選定した理由

### ① EVO FUND

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。

そのような中で、当社よりEJSに2025年8月に相談したところ、同社から本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社よ

り提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

また、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定し、EVO FUNDを割当予定先として選定いたしました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまで、本スキームと同様のスキームを用いて新株予約権の割当を受けた投資実績が多数あり、発行会社の資金調達に寄与してきました。

EJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, P0 Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

## ② ネットプライス

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。割当予定先であるネットプライスは2023年5月12日付で資本業務提携契約を締結し、事業再生ADR手続において当社のスポンサーを務めていただいたネットプライス株式会社が当社の支援の為に設立したSPCであり、当社取締役副社長である山本和弘はネットプライスの職務執行者であります。また、同社は2024年10月17日付で取締役会により発行決議した当社金銭債権の現物出資により新株式、2025年6月9日付で取締役会により発行決議した新株式及び第7回新株予約権を引き受けたのち、当社の株主として、これまで当社の事業再生及び債務返済に向けた協力をいただいております。

そのような中で、当社より今後も継続的な事業支援と経営基盤の強化に向けた支援が期待できるネットプライスに本スキームによる資金調達を2025年8月

に相談したところ、引受けの申し出をいただき、当社の筆頭株主であるとともに、当社の事業環境及び成長戦略に対する理解を有し、当社の中長期的な企業価値向上を後押しして頂ける同社を割当予定先として選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

#### ① EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常に市場への影響を勘案する方針であること、また、本新株予約権の行使期間内に全て行使する予定である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数（当該新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を合算した株式数）が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%（算出にあたっては、同一暦月において本新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権付社債等で当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使期間が本新株予約権と重複するもの（当該新株予約権を除く本新株予約権を含みます。）を発行している場合には、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる株式数を合算するものとします。なお、本新株予約権の払込日時点において当社が発行する別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等がある場合には、上記「本新株予約権の払込日時点における上場株式数」は、当該別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等の払込期日時点における当社の上場株式数と読み替えます。）を超える場合には、当社は制限超過行使を行わないこと。

(b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、譲渡が行われることとなった場合には、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

## ② ネットプライス

ネットプライスからは、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。転換を行うタイミングについては、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、また、本新株予約権付社債を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、口頭により確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

### ① EVO FUND

EVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の2025年7月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、本新株予約権の払込日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、EVO FUNDは、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

### ② ネットプライス

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義人とする銀行口座の2025年9月5日時点における残高報告書の写しを受領し、本新株予約権付社債の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確

認いたしました。

#### (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライスは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行う予定です（契約期間：2025年10月29日～2027年6月9日、貸借株数（上限）：3,700,000株、担保：無し。）。

### 8. 大株主及び持株比率

| 募集前（2025年8月31日）                                     |        | 募集後                                                 |        |
|-----------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|--------|
| ネットプライス事業再生合同会社                                     | 41.69% | ネットプライス事業再生合同会社                                     | 23.57% |
| 株式会社キャピタルタイフーン                                      | 21.80% | 株式会社キャピタルタイフーン                                      | 11.25% |
| GAD有限責任事業組合                                         | 13.72% | GAD有限責任事業組合                                         | 7.09%  |
| Q L有限責任事業組合                                         | 1.67%  | Q L有限責任事業組合                                         | 0.86%  |
| 森 博和                                                | 1.32%  | 森 博和                                                | 0.68%  |
| 家高 利康                                               | 1.27%  | 家高 利康                                               | 0.66%  |
| L I U Y A N                                         | 1.20%  | L I U Y A N                                         | 0.62%  |
| EUROCLEAR BANK S. A. / N. V.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 0.95%  | EUROCLEAR BANK S. A. / N. V.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 0.49%  |
| 株式会社ANAPホールディングス                                    | 0.91%  | 株式会社ANAPホールディングス                                    | 0.47%  |
| LEOMO Inc.                                          | 0.84%  | LEOMO Inc.                                          | 0.44%  |

(注) 1. 大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿上の株式数に本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てが当初行使価額及び当初転換価額で行使又は転換された場合の株式数を加算した数値に基づき記載しております。

3. ネットプライス事業再生合同会社は、2025年8月31日時点において、その他関係会社に該当します。

4. 割当予定先のうち、EVO FUNDの本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる本新

株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、EVO FUNDについては、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしておりません。

5. 大株主及び持株比率は、発行済株式の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

## 9. 今後の見通し

当社は本資金調達が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

つきましては、2025年11月28日開催予定の本株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくことといたします。なお、当社は、本新株予約権付社債の割当予定先かつ当社の筆頭株主であるネットプライスの職務執行者が当社の取締役副社長を兼任していることを踏まえて、少数株主保護の観点より、株主総会でご承認をいただくのではなく第三者委員会等の独立機関を形成して答申を求めることも検討いたしました。しかしながら、会社法上、株主総会の決議事項について利害関係を有する株主であっても議決権の行使は妨げられないため、ネットプライスが本株主総会で議決権を行使すること自体は法律上許容されており、その行使を認めることは取引所の定める有価証券上場規程第432条において求められている手続きとして有効であること、本件が当社の資本政策および事業計画に直結する重要事項であり最終的な判断は希薄化の影響を直接受ける株主の皆様ご自身に委ねることが最も適切であると当社が考えていること、希薄化による経済的影響はネットプライスを含めた全ての既存株主に等しく及ぶものであり特定株主のみに有利に働く性質のものではないことから、第三者委員会等の独立機関を形成して答申を求めるよりも株主総会を実施する方がより直接的かつ公正な意思確認の方法であると判断し、株主総会でのご承認をいただくことを本資金調達の条件とすることにいたしました。当社は、既存株主の皆様に対し、本資金調達の必要性や相当性、代替手段の検討経緯、希薄化の影響等について十分な情報を開示し、株主総会における質疑応答の機会を通じてご理解をいただいたうえで、意

思確認を行ってまいります。

11. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(１) 最近３年間の業績（連結）

| 決算期                             | 2023年８月期   | 2024年８月期 | 2025年８月期   |
|---------------------------------|------------|----------|------------|
| 売上高（千円）                         | 4,216,448  | －        | 1,774,723  |
| 営業損失（△）（千円）                     | △740,478   | －        | △1,456,570 |
| 経常損失（△）（千円）                     | △801,562   | －        | △316,625   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）          | △1,164,779 | －        | △2,660,020 |
| １株当たり当期純損失（△）（円）                | △230.84    | －        | △153.95    |
| １株当たり配当額<br>（１株当たり中間配当額）<br>（円） | －<br>(－)   | －<br>(－) | －<br>(－)   |
| １株当たり純資産額（円）                    | △174.95    | －        | 336.04     |

(注) 当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年２月９日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年８月期は連結財務諸表を作成しておりません。その後2025年２月に連結子会社を新設したことにより、2025年８月期は連結財務諸表を作成しております。

(2) 最近3年間の業績(単体)

| 決算期                             | 2023年8月期   | 2024年8月期   | 2025年8月期   |
|---------------------------------|------------|------------|------------|
| 売上高(千円)                         | 4,216,448  | 2,709,226  | 882,403    |
| 営業損失(△)(千円)                     | △740,775   | △996,492   | △773,786   |
| 経常損失(△)(千円)                     | △789,224   | △1,076,272 | △5,891,310 |
| 当期純損失(△)(千円)                    | △1,160,110 | △1,187,594 | △2,369,794 |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)                | △229.92    | △231.54    | △137.15    |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額)<br>(円) | —<br>(—)   | —<br>(—)   | —<br>(—)   |
| 1株当たり純資産額(円)                    | △173.25    | △404.97    | 343.77     |

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年9月30日現在)

|                         | 株 式 数       | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数                  | 37,893,500株 | 100.00%      |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 2,060,900株  | 5.44%        |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 2,060,900株  | 5.44%        |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —           | —            |

(注) 上記潜在株式数は、第7回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位:円)

| 決算年月 | 2023年8月期 | 2024年8月期 | 2025年8月期 |
|------|----------|----------|----------|
| 始値   | 400      | 256      | 264      |
| 高値   | 407      | 454      | 1,835    |
| 安値   | 235      | 168      | 242      |
| 終値   | 256      | 261      | 697      |

## ② 最近6ヶ月間の状況

(単位：円)

|    | 2025年<br>5月 | 6月    | 7月    | 8月  | 9月  | 10月 |
|----|-------------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 始値 | 552         | 802   | 1,145 | 866 | 691 | 485 |
| 高値 | 817         | 1,770 | 1,835 | 879 | 717 | 733 |
| 安値 | 498         | 798   | 873   | 622 | 446 | 482 |
| 終値 | 798         | 1,152 | 880   | 697 | 481 | 533 |

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。  
2. 2025年10月の株価については、2025年10月28日現在で表示しております。

## ③ 発行決議日前営業日における株価 (単位：円)

| 年月日 | 2025年10月28日 |
|-----|-------------|
| 始値  | 538         |
| 高値  | 538         |
| 安値  | 520         |
| 終値  | 533         |

## (5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ① 第三者割当による新株式の発行

|                    |                                             |
|--------------------|---------------------------------------------|
| 払込期日               | 2022年10月31日                                 |
| 調達資金の額             | 167,000,000円                                |
| 発行価額               | 1株につき334円                                   |
| 募集時における<br>発行済株式数  | 4,974,800株                                  |
| 当該募集による<br>発行株式数   | 500,000株                                    |
| 募集後における<br>発行済株式数  | 5,474,800株                                  |
| 割当先                | 株式会社ピアズ                                     |
| 発行時における<br>当初の資金使途 | ① 新規出店及び既存店舗改装のための資金：150百万円<br>② 運転資金：17百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期  | ① 2022年11月～2024年10月<br>② 2022年11月～2024年10月  |
| 現時点における<br>充当状況    | ① 全額充当済みです。<br>② 全額充当済みです。                  |

② 第三者割当による第5回新株予約権の発行

|                     |                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当日                 | 2022年10月31日                                                                                                                                                                                  |
| 発行新株予約権数            | 15,000個                                                                                                                                                                                      |
| 発行価額                | 8,850,000円<br>(本新株予約権1個につき590円)                                                                                                                                                              |
| 発行時における<br>調達予定資金の額 | 535,350,000円<br>(内訳) 新株予約権発行分 8,850,000円<br>新株予約権行使分 526,500,000円                                                                                                                            |
| 割当先                 | 株式会社ピアズ：14,000個<br>ジェミニストラテジーグループ株式会社：1,000個                                                                                                                                                 |
| 募集時における<br>発行済株式数   | 4,974,800株                                                                                                                                                                                   |
| 当該募集による<br>潜在株式数    | 1,500,000株（第5回新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                |
| 現時点における<br>行使状況     | 0株                                                                                                                                                                                           |
| 現時点における<br>調達した資金の額 | 8,850,000円                                                                                                                                                                                   |
| 発行時における<br>当初の資金使途  | ① メタバース関連事業推進のための資金：100百万円<br>② 広告宣伝費用：200百万円<br>③ 運転資金：220百万円                                                                                                                               |
| 発行時における<br>支出予定時期   | ① 2022年11月～2024年10月<br>② 2022年11月～2024年10月<br>③ 2022年11月～2024年10月                                                                                                                            |
| 現時点における<br>充当状況     | ① 0百万円<br>② 0百万円<br>③ 0百万円<br>なお、第5回新株予約権については、2023年5月1日付の「第5回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」及び2023年5月12日付の「(経過開示) 第5回新株予約権の取得及び消却の日程変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年5月12日に残存する全てについて取得し、その後直ちに消却いたしました。 |

③ 第三者割当による新株式の発行

|                   |                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 払込期日              | 2024年11月27日                                                                     |
| 調達資金の額            | 1,350,000,000円                                                                  |
| 発行価額              | 1株につき125円                                                                       |
| 募集時における発行済株式数     | 5,474,800株                                                                      |
| 当該募集による発行株式数      | 10,800,000株                                                                     |
| 募集後における発行済株式数     | 16,274,800株                                                                     |
| 割当先               | ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株<br>Q L有限責任事業組合：3,600,000株<br>株式会社サムライパートナーズ：400,000株 |
| 発行時における当初の資金使途（注） | 現物出資による債務の株式化（DES）                                                              |
| 発行時における支出予定時期     | 2024年11月                                                                        |
| 現時点における充当状況       | 全額充当済みです。                                                                       |

（注）本③の新株式の発行については、金銭債権の現物出資により割当が行われております。

④ 第三者割当による第6回新株予約権の発行

|                 |                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 割当日             | 2024年11月27日                                                        |
| 発行新株予約権数        | 28,925個                                                            |
| 発行価額            | 11,598,925円<br>（本新株予約権1個につき401円）                                   |
| 発行時における調達予定資金の額 | 711,583,925円<br>（内訳） 新株予約権発行分 11,598,925円<br>新株予約権行使分 699,985,000円 |
| 割当先             | 株式会社ネットプライス：6,198個<br>Q L有限責任事業組合：22,727個                          |
| 募集時における発行済株式数   | 5,474,800株                                                         |
| 当該募集による潜在株式数    | 2,892,500株（第6回新株予約権1個につき100株）                                      |
| 現時点における行使状況     | 2,892,500株                                                         |
| 現時点における調達した資金の額 | 711,583,925円                                                       |

|                    |                                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行時における<br>当初の資金使途 | ① 新規出店及び既存店舗の改修費用：200百万円<br>② 販売事業における広告・プロモーション費用：200百万円<br>③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金：251百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期  | ① 2024年11月～2027年8月<br>② 2024年11月～2027年8月<br>③ 2024年11月～2027年8月                          |
| 現時点における<br>充当状況    | ① 全額充当済みです<br>② 全額充当済みです<br>③ 全額充当済みです                                                  |

⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）

|                                |                                                                                                                                        |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 払込期日                           | 2025年7月22日                                                                                                                             |
| 調達資金の額                         | 11,499,936,800円                                                                                                                        |
| 発行価額                           | 1株につき968円                                                                                                                              |
| 募集時における<br>発行済株式数              | 19,167,300株                                                                                                                            |
| 当該募集による<br>発行株式数               | 11,880,100株                                                                                                                            |
| 募集後における<br>発行済株式数              | 31,047,400株                                                                                                                            |
| 割当先                            | ネットプライス事業再生合同会社：3,615,700株<br>株式会社キャピタルタイフーン：8,264,400株                                                                                |
| 発行時における<br>当初の資金使途<br>(注1)(注2) | ① 現物出資による債務の株式化(DES)：3,500百万円<br>② ビットコインの現物出資：7,999百万円<br>③ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金：500百万円<br>④ 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金：500百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期              | ① 2025年7月<br>② 2025年7月<br>③ 2025年7月～2026年8月<br>④ 2025年7月～2026年8月                                                                       |
| 現時点における<br>充当状況                | ① 全額充当済みです。<br>② 全額充当済みです。<br>③ 275百万円を充当済みです。<br>④ 500百万円を充当済みです。                                                                     |

(注) 1. 本⑤の新株式の発行（公正発行）と下記⑥の新株式の発行（有利発行）により調達する資金に係る使途の合計額であります。

2. 本⑤の新株式の発行の一部については、金銭債権及びビットコインの現物出資により割当が行われております。

⑥ 第三者割当による新株式の発行（有利発行）

|                    |                                          |
|--------------------|------------------------------------------|
| 払込期日               | 2025年7月22日                               |
| 調達資金の額             | 1,000,000,000円                           |
| 発行価額               | 1株につき250円                                |
| 募集時における<br>発行済株式数  | 19,167,300株                              |
| 当該募集による<br>発行株式数   | 4,000,000株                               |
| 募集後における<br>発行済株式数  | 23,167,300株                              |
| 割当先（注）             | 合同会社A E G I S                            |
| 発行時における<br>当初の資金使途 | 上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」<br>に記載のとおりです。 |
| 発行時における<br>支出予定時期  | 上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」<br>に記載のとおりです。 |
| 現時点における<br>充当状況    | 上記「⑤ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」<br>に記載のとおりです。 |

（注）当初はQ L有限責任事業組合に対して10,000,000株を、株式会社Tiger Japan Investmentに対して6,500,000株を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentと当社の間の必要な契約締結とその定めに従った出資の履行が完了しなかったため、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentについては失権となりました。

⑦ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

|                     |                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当日                 | 2025年7月22日                                                                                                                                                              |
| 発行新株予約権数            | 49,070個                                                                                                                                                                 |
| 発行価額                | 65,557,520円<br>(第7回新株予約権1個につき1,336円)                                                                                                                                    |
| 発行時における<br>調達予定資金の額 | 4,815,533,520円<br>(内訳) 新株予約権発行分 65,557,520円<br>新株予約権行使分 4,749,976,000円                                                                                                  |
| 割当先(注)              | ネットプライス事業再生合同会社:28,409個<br>合同会社AEGIS:20,661個                                                                                                                            |
| 募集時における<br>発行済株式数   | 19,167,300株                                                                                                                                                             |
| 当該募集による<br>潜在株式数    | 4,907,000株(第7回新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                           |
| 現時点における<br>行使状況     | 2,846,100株(2025年8月31日時点)                                                                                                                                                |
| 現時点における<br>調達した資金の額 | 2,820,582,320円(2025年8月31日時点)                                                                                                                                            |
| 発行時における<br>当初の資金使途  | ① 当社子会社(株式会社ANAP)における運転資金:1,180百万円<br>② 当社子会社(株式会社ARF、株式会社AEL)における運転資金:830百万円<br>③ 当社子会社(株式会社ANAP)におけるM&A資金:0百万円<br>④ 当社子会社(株式会社ANAPライトニングキャピタル)におけるビットコイン取得資金:2,750百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期   | ① 2025年7月～2030年7月<br>② 2025年7月～2030年7月<br>③ 2025年7月～2026年8月<br>④ 2025年7月～2026年3月                                                                                        |
| 現時点における<br>充当状況     | ① 0百万円を充当済みです。<br>② 5百万円を充当済みです。<br>③ 0百万円を充当済みです。<br>④ 2,750百万円を充当済みです。                                                                                                |

- (注) 1. 当初はQ L有限責任事業組合に対して第7回新株予約権10,330個を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合による当社との間で必要な契約締結とその定めに従った払込手続きが完了しなかったため、Q L有限責任事業組合については失権となりました。
2. 2025年10月29日時点において第7回新株予約権は49,070個が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

以 上

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役湯浅慎司氏は2025年7月18日付けをもって辞任し、また取締役沼井英明氏は2025年10月20日付けをもって辞任いたしました。取締役川合林太郎氏、山本和弘氏、宮橋一郎氏、柚木庸輔氏の4名は本総会終結の時をもって任期満了となり、また取締役若月舞子氏は辞任いたします。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | かわい りんたろう<br>川 合 林太郎<br>(1971年1月5日)    | 2002年1月 住友商事(株)ロシア現地法人ZAO SUMITRADE<br>2005年10月 (株)KasperskyLabsJapan 代表取締役<br>2020年12月 アリア(株)顧問<br>2021年6月 フルグル合同会社 職務執行者(代表)(現任)<br>2021年9月 (株)イフィネクスジャパン 代表取締役社長(現任)<br>2025年3月 当社 代表取締役会長<br>2025年7月 当社 代表取締役社長(現任)        | 一株                 |
| 2          | やまもと かずひろ<br>山 本 和 弘<br>(1968年7月1日)    | 1998年10月 パリバ銀行(現BNPパリバ銀行)東京支店<br>2000年5月 BNPパリバ証券会社東京支店<br>2002年4月 HVBキャピタル証券会社(現・ウニクレディ<br>銀行の証券子会社)東京支店<br>2007年10月 (株)ディー・エヌ・エー<br>2009年9月 クロノス・キャピタル合同会社代表社員(現任)<br>2023年4月 (株)ジェリービーンズグループ 社外取締役<br>2025年3月 当社 取締役副社長(現任) | 一株                 |
| 3          | みやはし いちろう<br>宮 橋 一 郎<br>(1961年3月10日)   | 1985年4月 日本アイ・ビー・エム(株)<br>2009年12月 (株)シマンテック<br>2011年9月 (株)KasperskyLabsJapan<br>2022年5月 (株)イフィネクスジャパン 執行役員CTO<br>2025年3月 当社 取締役(現任)                                                                                            | 一株                 |
| 4          | ゆ の き ようすけ<br>柚 木 庸 輔<br>(1979年12月18日) | 2004年12月 監査法人トーマツ(現有限責任法人トーマツ)<br>静岡事務所<br>2010年11月 税理士法人タックスアイズ<br>2012年6月 公認会計士・税理士柚木庸輔事務所開業(現任)<br>2016年8月 (株)YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS設立代表取締役<br>(現任)<br>2024年5月 (株)ジェリービーンズグループ監査役<br>2025年3月 当社 取締役(現任)                 | 一株                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5          | ※<br>ね ぎ し よしな<br>根 岸 良 直<br>(1961年3月5日) | 2003年6月 イノテック㈱ 取締役管理本部長(CF0)<br>2004年6月 ㈱パーテックススタンダード 取締役管理本部長(CF0)<br>2015年6月 ㈱ユニバーサルエンターテインメント 取締役管理本部長(CF0)<br>2017年8月 ㈱セレプレクス 入社<br>2018年9月 ジュピターアソシエイツ合同会社設立 代表社員(現任)<br>2025年7月 当社入社、執行役員経営管理本部長(現任)<br>2025年10月 ㈱AEL代表取締役、㈱ARF代表取締役(兼任) | 一株                 |
| 6          | ※<br>う ら や ま ひろし<br>浦 山 周<br>(1980年8月8日) | 2008年12月 弁護士登録(新61期)<br>2008年12月 北浜法律事務所・外国法共同事業 入所<br>2012年8月 金融庁監督局証券課 出向<br>2014年10月 証券取引等監視委員会事務局(証券検査官) 併任<br>2015年7月 弁護士法人中央総合法律事務所 入所(現任)<br>2020年11月 デジタル証券準備株式会社(現デジタル証券株式会社) 監査役(現任)<br>2025年8月 株式会社レグコンパス 代表取締役(現任)                 | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 柚木庸輔氏及び浦山周氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柚木庸輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、公認会計士としての深い知見を有しており、財務・会計に関する専門性を活かして、当社の取締役会の実効性向上等に貢献いただくことを期待するものであります。
5. 浦山周氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての観点から、独立性をもって経営を監督いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ることを期待するものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- ①被保険者の範囲  
当社(及び子会社)の役員及び管理職従業員
- ②保険契約の内容の概要  
被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く)等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
7. 当社は、柚木庸輔氏及び浦山周氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、柚木庸輔氏及び浦山周氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、補欠として監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | うえはら しろう<br>上 原 士 郎<br>(1964年1月11日) | 1987年4月 ユニバーサル証券㈱（現・三菱UFJ証券（株））<br>1997年4月 パリバ証券東京支店（現・BNPパリバ証券㈱）<br>2005年5月 ドイツ証券㈱<br>2013年8月 みずほ証券㈱<br>2017年7月 ウェルズファースト証券㈱<br>2024年5月 BPコンサルティング代表（現任）<br>2025年11月 当社入社（現任）                                                                                                                                                          | 一株                 |
| 2          | よこうち あつし<br>横 内 篤<br>(1992年8月22日)   | 2016年12月 監査法人アヴァンティア入所<br>2020年7月 公認会計士登録<br>2020年7月 横内公認会計士事務所設立 代表（現任）<br>2022年3月 Accrise㈱設立 代表取締役（現任）<br>2023年8月 ㈱リライフ 社外監査役（現任）                                                                                                                                                                                                     | 一株                 |
| 3          | こみね たかし<br>小 峰 孝 史<br>(1971年9月21日)  | 2004年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、西川綜合法律事務所（現シンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業）入所<br>2010年10月 Sidley Austin法律事務所香港オフィス出向<br>2013年3月 TMI総合法律事務所入所<br>2014年10月 C.P.Lin & CO. 法律事務所（香港）出向<br>2018年8月 OWL Trading Limited（香 港 法 人）設 立、Director（現任）<br>2021年12月 OWL Investments Pte Limited（シンガポール法人）設立、Director（現任）<br>2024年8月 ㈱アマガサ（現㈱ジェリービーンズグループ）社外監査役（現任） | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 横内篤氏及び小峰孝史氏は社外監査役候補者であります。  
3. 上原士郎氏を監査役候補者とした理由は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、監査役候補者としております。  
4. 横内篤氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、先述の実務経験を有することなど総合的に勘案したため、社外監査役候補者としております。  
5. 小峰孝史氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての観点から独立性をもって経営を監督いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ることを期待し、社外監査役候補者としております。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

##### ①被保険者の範囲

当社(及び子会社)の役員及び管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

7. 当社は、横内篤氏及び小峰孝史氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、横内篤氏及び小峰孝史氏の選任が承認された場合、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

## 第5号議案 会計監査人選任の件

本株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人であるアルファ監査法人は任期満了により退任されますので、監査役会の決議に基づき、新たに監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会が監査法人ハイビスカスを会計監査人候補者とした理由は、当社の現状のグループ体制を踏まえて、今後の事業展開にも理解を頂いていること、グループ経営という新たな視点での監査が期待できることに加えて、同監査法人の独立性、監査体制、専門性、職務遂行能力及び品質管理体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年10月31日現在)

|     |                            |            |     |
|-----|----------------------------|------------|-----|
| 名 称 | 監査法人ハイビスカス                 |            |     |
| 所在地 | 北海道札幌市北区北8条西6丁目2-20 新和ビル6階 |            |     |
| 沿 革 | 2005年12月 監査法人ハイビスカス設立      |            |     |
| 概 要 | 資 本 金                      | 4,500,000円 |     |
|     | 構成人員                       | 社員（公認会計士）  | 5名  |
|     |                            | 職員（公認会計士）  | 12名 |
|     |                            | 合計         | 17名 |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号

朝日生命宮益坂ビル

渋谷サンスカイルーム 5階A室

TEL 03-3406-2085



## 【交通：渋谷駅】

J R各線

東京メトロ銀座線

東京メトロ半蔵門線・副都心線

東急東横線・田園都市線

ハチ公改札 宮益坂口より 徒歩約5分

明治通り方面改札より 徒歩約4分

宮益坂東改札 B3出口より 徒歩約5分

宮益坂東改札 B3出口より 徒歩約5分

(お車でのご来場はご遠慮ください)